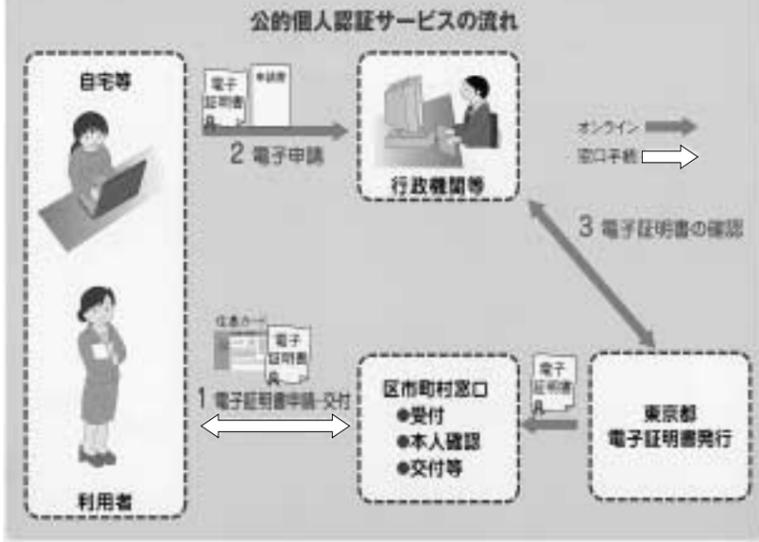


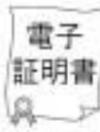
公的個人認証サービスが、安心、確実な電子申請を実現します

このサービスは、東京都が発行する「電子証明書」を利用することにより、どこからでも安心して、電子申請を行えるようにするためのものです。電子証明書の申請・交付手続きは、お住いの区市町村で行います。



公的個人認証サービスの特徴

- 電子申請の内容が、間違いなく本人のものであることを証明します。
- 他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防止します。
- ICカードと、パスワードの活用により安全性を確保します



市では、今後さまざまなサービスを提供するための基盤となる行政専用回線（LIGWAN エルジーワン）が接続されたことにより、公的個人認証サービスとして電子証明書の発行申請の受け付けを開始しています。

この公的個人認証サービスは、ご自宅のパソコンからインターネットを使い、各行政機関への申請・届け出（電子申請）を行います。

電子証明書発行手続きはどこでするの？

【受付場所】市民課（市役所）現在、東海4県の名古屋国税局管内では、所得税申告と個人事業者の消費税申告を2月2日から受け付けています。今後、業務を拡大することも6月ごろから全国展開を予定しています。

申請をいつでも安心・確実にするためのものです。電子申請を確実にするには、他人による「なりすまし」や（土曜・日曜日、祝日を除く）通信途中での「改ざん」を防止することが必要です。その防止策として、パソコンからインターネットを使って申請する際に都知事が発行する「電子証明書」を添付することによって、このような事例を防ぐことが可能となります。

【申請に必要なもの】本人確認のための公的な身分証明書（運転免許証・パスポート・写真付きの住基カードなど）、詳細はお問い合わせください。ご本人の住基カード（本人確認ができない場合は、照会書を送付していただきます。後日、その照会書を持参の上、申請手続きを行ってください。）

インターネットでの電子申請を安心、確実に

公的個人認証サービスの申請受け付けスタート

【受付時間】午前9時～11時半および午後1時～4時半
【対象】住民登録をしている市民の方
【費用】発行手数料として500円（16年3月31日まで無料）
【申請に必要なもの】本人確認のための公的な身分証明書（運転免許証・パスポート・写真付きの住基カードなど）、詳細はお問い合わせください。ご本人の住基カード（本人確認ができない場合は、照会書を送付していただきます。後日、その照会書を持参の上、申請手続きを行ってください。）

【申請に必要なもの】本人確認のための公的な身分証明書（運転免許証・パスポート・写真付きの住基カードなど）、詳細はお問い合わせください。ご本人の住基カード（本人確認ができない場合は、照会書を送付していただきます。後日、その照会書を持参の上、申請手続きを行ってください。）

各ホームページアドレス
総務省 = <http://www.e-gov.go.jp/>
公的個人認証サービスポータルサイト = <http://www.jpki.go.jp/>
都総務局ホームページ (= <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>) の「区市町村行政情報」から

社会福祉協議会

「電話なんでも相談室」の開設曜日が変わります

市報15日号3面「お気軽に無料相談」欄に掲載している

【募集定員】若十名
【応募資格】市内在住の成人（水）までに（消印有効）「子」まで
【申し込み方法】3月31日（水）までに（消印有効）「子」まで
【電話なんでも相談室】の開設曜日が、4月1日から、月曜・水曜・金曜日に変わります（祝日を除く）。開設時間は午前10時～午後4時で、今までと変更ありません。
【なんでも相談室】専用電話番号 74・4294
詳しくは社会福祉協議会相談支援係 ☎73・0294へ。

納税にご協力ください

3月25日（木）は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

【任期】2年間
【応募方法】4月15日（木）までに（必着）応募の動機を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記して、〒203 8555 市役所生活文化課あて郵送または直接同課（市役所2階）へ持参してください。
応募多数の場合は選考となります。
詳しくは同課男女共同参画係 ☎70・7738へ。

募集

男女共同参画情報誌「ときめき」編集委員
公募の市民委員6名が企画・執筆し、年2回発行している情報誌「ときめき」をご存知でしょうか。家庭、地域、職場で男らしさ・女らしさにしぼられず、能力を活かした生き方を実現するにはどうしたらよいかなどについて、共に考えるきっかけづくりをしています。

【資格】市内在住で、乳幼児（0歳～6歳）の保護者
【募集人数】2名
【任期】2年（18年3月31日まで）
【申し込み方法】3月31日（水）までに（消印有効）「子」まで
【電話なんでも相談室】の開設曜日が、4月1日から、月曜・水曜・金曜日に変わります（祝日を除く）。開設時間は午前10時～午後4時で、今までと変更ありません。
【なんでも相談室】専用電話番号 74・4294
詳しくは社会福祉協議会相談支援係 ☎73・0294へ。

第1回市議会定例会を開会中

3月5日～26日
16年度第1回市議会定例会が3月5日（金）～26日（金）の22日間の日程で開会中です。
今回の議会には、東久留米市環境基本条例・平成16年度東久留米市一般会計予算などが上程されています。詳しくは議会事務局 事務係 ☎70-7789へ。

【勤務時間】清掃作業補助 ☎土曜・日曜を除く、午前8時半～午後5時15分 事務補助 ☎月曜～金曜日の中で4日程度
【募集対象人員】40歳まで、が50歳まで、いずれも健康の方、若十名
【賞金】が1時間当たり1350円作業着一式は貸与（が1時間当たり930円）
【応募方法】3月19日（金）までに履歴書をごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）に本人が直接持参してください
詳しくは同課 ☎73・2117へ。

【専門】予約は広報課 ☎70・7777（代）へ
法律相談 4月7日～14日の午前10時から、市役所2階相談室
担当 ☎弁護士、いずれも3月25日の午前8時から、先着順に電話予約を受け付け
登記相談 4月7日の午後1時から、市役所2階相談室、土地等の所有権移転など、担当 ☎司法書士、4月2日の午前8時半から、先着順に電話予約を受け付け
表示登記相談 4月7日の午後1時から、市役所2階相談室、建物の新増・改築の登記など、担当 ☎土地家屋調査士、4月2日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
税務相談 4月14日の午後1時から、市役所2階相談室、担当

【子ども】教育相談室
中央相談室（教育センター）成美教育文化会館 内 ☎73・3667 毎週火曜日、土曜日の午前10時～午後5時 電話相談も可
滝山相談室（西中隣） ☎75・8909

【税金】4月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
人権の上相談
4月21日の午後1時から、市役所2階相談室
担当 ☎人権擁護委員
4月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
不動産相談 4月21日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎宅地建物取引主任者、4月16日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
交通事故相談 3月24日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎弁護士、都交事務故相談員、3月18日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
（東久留米市社会福祉協議会）3月までは水曜日を除く平日、4月からは月曜・水曜・金曜日、いずれも午前10時～午後4時、☎74・4294

【税金】4月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
人権の上相談
4月21日の午後1時から、市役所2階相談室
担当 ☎人権擁護委員
4月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
不動産相談 4月21日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎宅地建物取引主任者、4月16日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
交通事故相談 3月24日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎弁護士、都交事務故相談員、3月18日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
（東久留米市社会福祉協議会）3月までは水曜日を除く平日、4月からは月曜・水曜・金曜日、いずれも午前10時～午後4時、☎74・4294

お気軽に無料相談

【税金】4月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
人権の上相談
4月21日の午後1時から、市役所2階相談室
担当 ☎人権擁護委員
4月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
不動産相談 4月21日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎宅地建物取引主任者、4月16日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
交通事故相談 3月24日の午後1時から、市役所2階相談室、担当 ☎弁護士、都交事務故相談員、3月18日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け
（東久留米市社会福祉協議会）3月までは水曜日を除く平日、4月からは月曜・水曜・金曜日、いずれも午前10時～午後4時、☎74・4294